

※本検討会の内容は令和6年度地域保健総合推進事業において2回の検討を行っています。

令和7年度第1回2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会

鳥取県日野郡における発達支援体制の広域化

令和7年6月25日 鳥取県西部総合事務所米子保健所

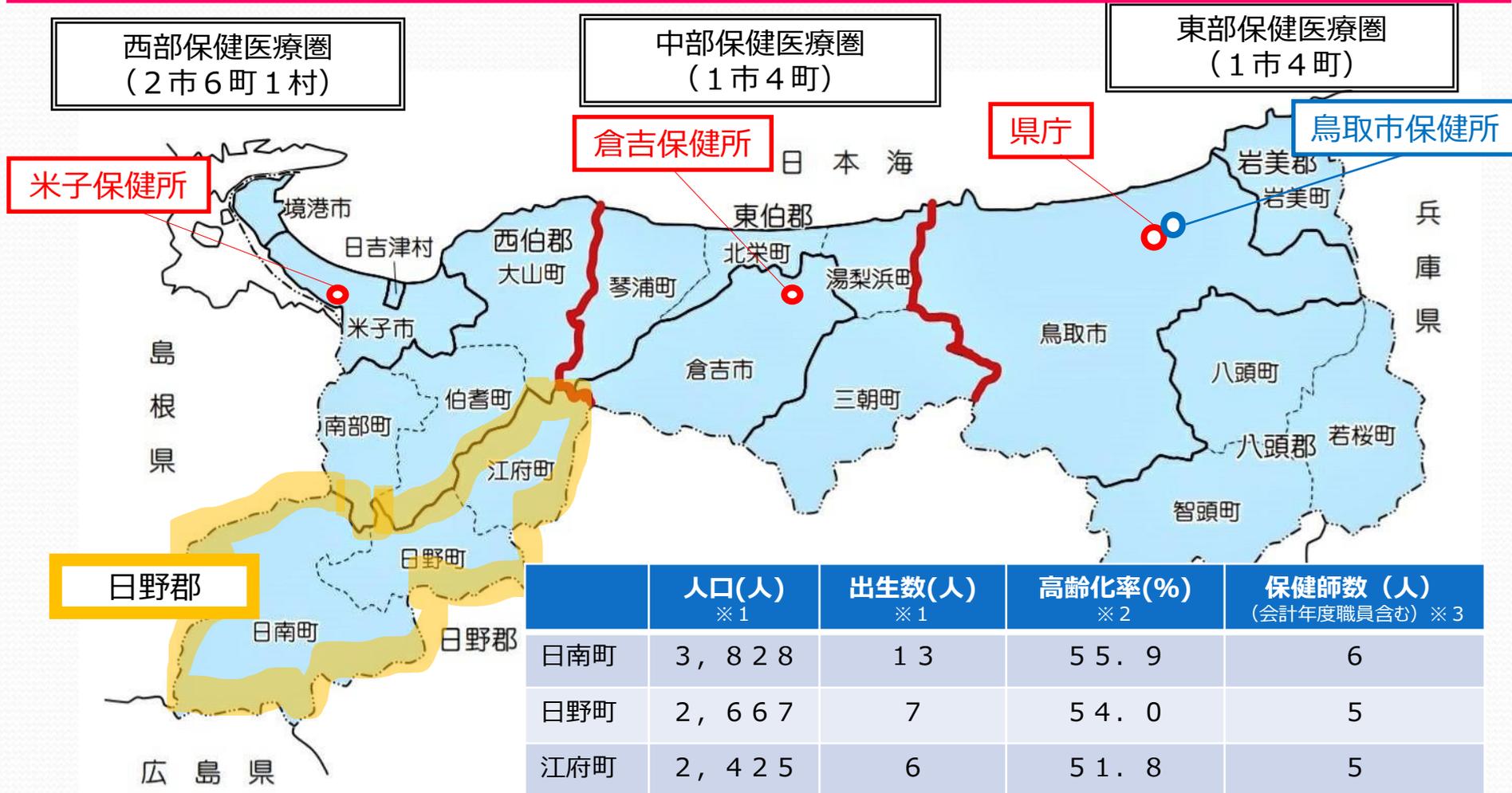
健康支援総務課 健康長寿担当 課長補佐 河津 麻樹

本日の説明内容

- 1 鳥取県の紹介
- 2 連携協約締結の経緯について
- 3 鳥取県日野郡における発達支援体制について
- 4 広域実施によるメリット・課題について

1. 鳥取県の紹介

- ◆鳥取県は、東部・中部・西部の3保健医療圏に区分されている。
- ◆西部保健医療圏内の日野郡3町では、出生数が平成27年以降50人未満となっており、高齢化率も3町とも50%を超え、少子高齢化の進展がみられる。



※1 R5年度人口動態調査より ※2 鳥取県の推計人口(令和6年10月1日現在)より

※3 鳥取県医療政策課調べ(令和7年4月1日現在)より

- ◆各自治体が厳しい財政状況の中、急激な人口減少等に伴う地域課題に対応し、住民サービスを持続可能な形で提供していくための方策を検討する必要があった。
- ◆鳥取県と日野郡3町の首長が、広域的な連携等、新たな事務執行方法を見出し、実施に移すことが必要であるという共通意識をもち、平成21年度から意見交換を重ねてきた。(県・町の担当者等で、課題・現状・必要な対策等の整理、共同実施によって得られる効果の整理、共同実施をどのような体制とするかの比較検討等、丁寧に検討をしてきた。)
- ◆平成22年7月「日野地区連携・共同協議会(法定協議会)」を経て、平成27年7月「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」を締結。

平成21年7月	日野郡3町長と意見交換 (県・3町で広域行政の研究会等設置を提案⇒了承) 第1回「日南町・日野町・江府町・鳥取県広域行政の在り方研究会」
平成21年8月	平成21年度第1回行政懇談会 (県内4地区での「県・市町村連携・共同事務検討協議会」の設置の検討提案⇒合意)
平成21年12月	第6回「日南町・日野町・江府町・鳥取県広域行政の在り方研究会」 (県から法定協議会設置を提案)
平成22年4月	第3回日野地区「県・市町村連携・共同事務検討協議会」 (法定協議会設置へ手続きを進めることで合意)
平成22年7月	「日野地区連携・共同協議会(法定協議会)」を設置 地方自治法第252条の2の2
平成26年5月	地方自治法の改正により「連携協約」制度創設
平成27年5月	「日野地区連携・共同協議会(法定協議会)」を廃止
平成27年7月	「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」を締結 (全国初) 地方自治法第252条の2

- ◆ 構成自治体の長(知事・町長)で構成する会議を定期的を開催する他、副町長等レベルでの会議を開催し、定期的に協議。
- ◆ 新たな課題に対しても適時に検討・協議し、機動的に対応。
- ◆ 各政策分野については、ワーキンググループにおいて事業の進捗を図っている。

鳥取県日野郡連携会議 体制図 (令和7年4月1日現在)

連携会議

- <メンバー>
- ・日南町長 (会長)
 - ・江府町長 (副会長)
 - ・日野町長
 - ・鳥取県知事
 - ・江府町代表監査委員 (監事)

副町長・県日野振興センター所長会議

- <メンバー>
- 日南町長、江府町、日野町の各副町長
 - 鳥取県日野振興センター長

指示

報告

各ワーキンググループ

人材育成WG

防災・避難対策WG

農林業WG

道路維持WG

教育WG

観光・交流WG

発達支援WG

リーダー

- ・米子保健所副所長
- ・西部県民福祉局副局長

その他

事務局 (県日野振興センター)

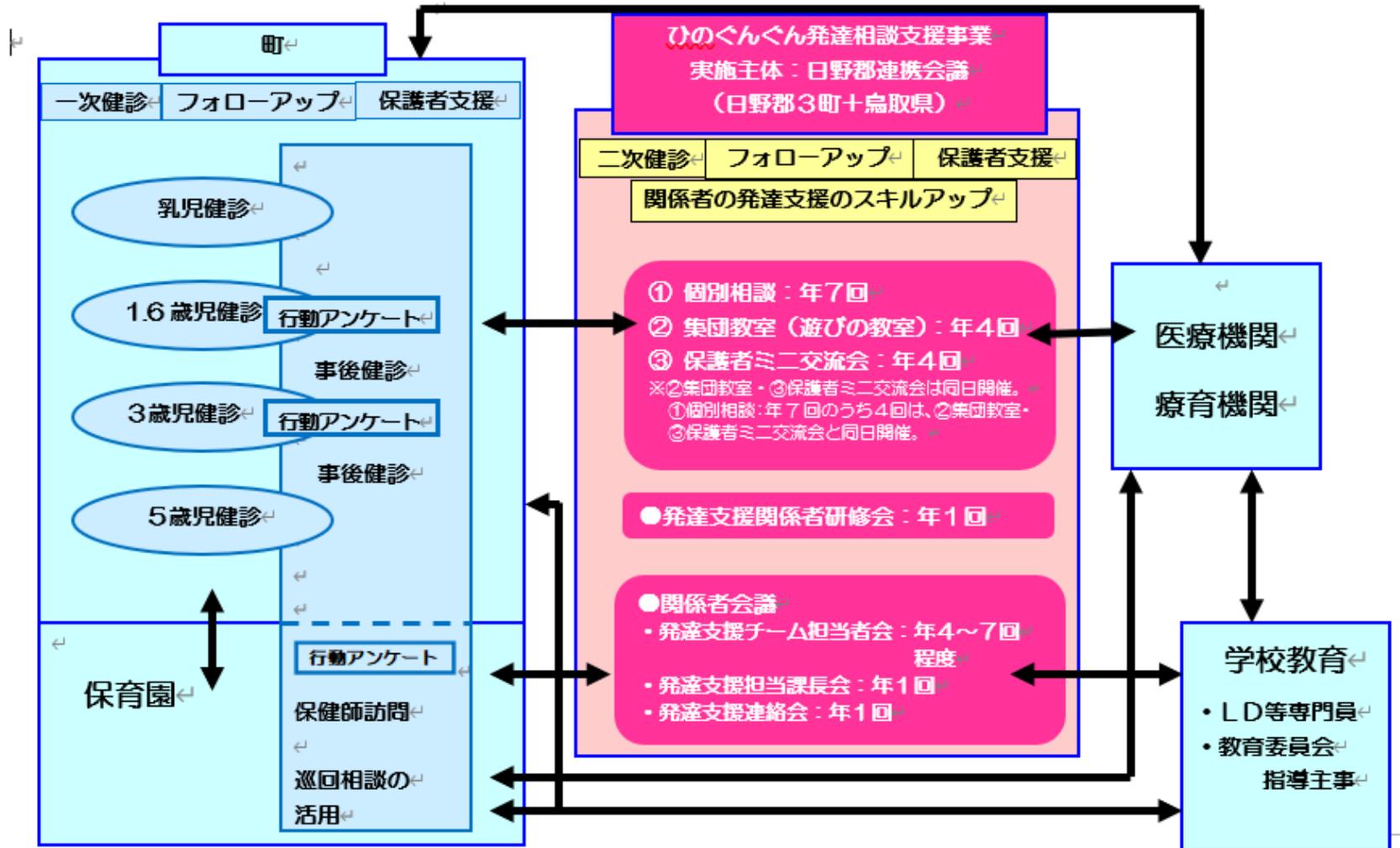
発達支援を広域実施してきた経緯

- ◆県が実施主体として行ってきた、乳幼児健診後の事後フォロー及び二次スクリーニングの事業を平成22年度で廃止。※「健やか発達相談指導事業(乳幼児発達健康診査/乳幼児発達健康教室)」の廃止
- ◆日野郡においては、対象児が少ないこと、また専門職(脳神経小児科医等)の確保が難しいことから、県と日野郡3町とで検討し、共同実施を行うこととなった。

平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度までは、県が実施主体として、市町村が実施主体である乳幼児健診後の事後フォロー及び二次スクリーニングの場を提供(「健やか発達相談指導事業(乳幼児発達健康診査/乳幼児発達健康教室)」)。 ・母子保健法上、健診は市町村の責務であり、健診後のフォローについても健診を行った市町村が行うことが効果的・効率的であることから、市町村への移管を各福祉保健局(東部・中部・西部・日野※1)が市町村と協議。 ※トータルコスト的にも市町村業務に県職員が過大に関わっている状態あり。
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東部：移管に向けて協議(平成23年度から移管) ・中部：移管に向けて協議(平成23年度から移管) ・西部：市町村へ移管(平成22年度から移管) ・日野：「日野地区連携・共同協議会(法定協議会)」設置協議会事業として、県と日野郡3町とで共同実施。 (のちに連携協約を締結)

◆ 県と日野郡3町の共同実施で、乳幼児健診後の事後フォロー及び二次スクリーニングの場を提供。

日野郡における発達支援体制



- ◆日野郡内で確保できない専門職は、西部圏域内で確保。
- ◆米子保健所副所長を発達支援ワーキンググループリーダーとし、米子保健所保健師は事業運営全体の総合調整等を行っている。
- ◆予算は、3町で負担し、県は人的支援を行っている。

	関わる専門職（県・3町保健師除く）
個別相談	<ul style="list-style-type: none"> ・脳神経小児科医：県立総合療育センター（米子市） ・LD等専門員：県西部教育局（米子市） ・臨床心理士(発達検査含む)：社会福祉法人児童家庭支援センター（米子市） ・ペアレントメンター:ペアレントメンター鳥取（西部在住者派遣）
集団教室 （遊びの教室）	<ul style="list-style-type: none"> ・各町の町立保育所保育士が集団遊びを提供。 ・脳神経小児科医、LD等専門員、臨床心理士、ペアレントメンターが児の発達状況及び親子関係等を観察
	保健師の主な役割分担
町	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援、保育園との連携 ・事業の企画、運営、評価
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・外部機関との調整、鳥取県日野郡連携会議事務局との調整 ・事業運営全体の総合調整、企画、運営、評価

連携協約締結による広域実施のメリット

- ◆課題に対して適時に検討・協議し、機動的に対応できる。
(構成自治体同士の共通認識のもと、対応できる)
- ◆単町では困難な発達支援体制が構築でき、住民サービスを持続可能な形で提供できる。
- ◆日ごろ身近なところで発達支援を行う、町の保健師・保育士のスキルアップ（人材育成）を図ることができる。

県と3町との広域実施の課題

- ◆鳥取県は西部圏域に限らず、人口3万人未満の小規模市町村がほとんどであり、今後、日野郡以外でも広域実施を図る場合、県のトータルコスト負担が大きくなる可能性がある。
- ◆乳幼児健診後のフォロー体制は、乳幼児健診の実施主体である市町村が実施することが効果的・効率的である。広域実施となった場合でも市町村の主体性を活かすための運営方法等、随時見直し・検討していく必要がある。